

長野駅東口駅前広場ほか清掃業務委託 特記仕様書

(適用)

- 1 本仕様書は、長野市が実施する長野駅東口駅前広場ほか清掃業務委託に適用する。
- 2 本仕様書に明記されていない事項又は疑義のあるものについては、必ず監督員と協議し、その指示を受けなければならない。

(委託期間)

- 3 本契約は 24 月の長期継続契約を予定しているため、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。
委託期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、本契約は、発注者、受注者双方に異存がなければ令和 9 年 3 月 31 日まで延長される。

(委託場所、清掃範囲及び清掃頻度)

- 4 本業務における委託場所、清掃範囲及び清掃頻度は別表に示す。

(委託内容)

- 5 本業務は、長野駅東口駅前広場人工地盤等の清掃を行うものである。なお、清掃により回収されたゴミ等は適切に処分すること。
- 6 清掃作業の内容により、簡易清掃、一般清掃、嘔吐物清掃に区分して清掃するものとする。

(1) 簡易清掃

- ・通路、階段、エスカレーター及びエレベーター内の散乱物（紙屑、吸殻、空缶、空瓶、ペットボトル等）の拾い掃き清掃
- ・通路、階段及びエレベーター内のガム等の除去清掃
- ・通路、階段及びエレベーター内の飲み物による染み等で特に汚れている箇所の拭き取り清掃
- ・手摺（エスカレーター移動手摺を含む）、物置台天板及び出窓床面の拭き取り清掃
- ・ガラス壁面の拭き取り清掃
- ・低所照明器具の拭き取り清掃
- ・クモの巣取り清掃
- ・鳥類の排泄物の拭き取り清掃
- ・排水施設の清掃
- ・除草（植込、花壇を除く）

(2) 一般清掃

- ・通路床面の床洗浄機等による清掃

- ・通路床面及び階段踏み板のブラシ等による水洗い及びモップ等による拭き取り清掃（ただし、長野駅東口駅前広場人工地盤は、一般清掃を毎日行うため、汚れている箇所を清掃範囲とする。）
- ・エレベーター床面およびエスカレーター上鋼板のモップ等による水拭き清掃
- ・通路、階段、エスカレーター壁面及びエレベーター壁面（かご内、戸、三方枠及び操作盤）の拭き取り清掃
- ・窓ガラス及びガラス展示ケースの拭き取り清掃

（３）嘔吐物清掃

- ・長野駅周辺施設（清掃業務委託箇所、長野駅東西自由通路及び、長野駅東口駅前広場）の巡視及び嘔吐物等の清掃（嘔吐物があった場合のみ）

（作業時間）

- 7 簡易清掃及び一般清掃は、朝夕の通勤通学ラッシュ時を避けた昼間実施すること。ただし、嘔吐物清掃は毎朝午前６時までに終了させること。

（安全管理）

- 8 清掃作業員の安全管理はもとより、清掃作業時は周囲の状況に注意し、歩行者等の安全を確保するとともに、必要に応じ保安施設等を設置し、事故及び苦情等がないようにすること。

（作業報告）

- 9 各月の業務完了後、業務（一部）完了報告書・作業報告書・作業状況写真を当該月の末日に提出すること。提出された資料及び現地確認等によって検査を行い、合格した場合には、完了部分に係る委託料を請求できるものとする。
- 10 作業状況写真は、作業確認のため、簡易清掃及び一般清掃に分け、各清掃範囲毎に毎月撮影するものとする。ただし、嘔吐物清掃は嘔吐物があった場合のみ作業状況写真を撮影するものとする。

（業務の再委託）

- 11 業務の再委託について、下記のとおりとする。
 - （１）受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - （２）前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち、清掃業務とする。
 - （３）仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- (4) 受注者は、前3項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(長野市公契約等基本条例に関する事項)

12 長野市公契約等基本条例に関する事項は下記のとおりとする。

- (1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所(作業所)等へポスターを掲示すること。
- (2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- (3) 長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図(「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの)2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

(その他)

- 13 契約後、5日以内に清掃業務計画書及び、清掃器材等の明細書を提出すること。
- 14 清掃時、受注者の定める制服を着用させるとともに、胸部に名札をつけさせること。
- 15 清掃時、施設及びエレベーター等の機器について破損等の異常を確認した場合は、直ちに監督員に報告すること。
- 16 作業に必要な電源等の鍵の借用に当たっては、紛失することの無いよう管理の徹底を図ること。

別表 清掃範囲及び清掃頻度

委託場所	清掃範囲	床面積	清掃頻度		
		(㎡)	簡易清掃	一般清掃	嘔吐物清掃
長野駅東口駅前広場 人工地盤	通路	1600.0	毎日1回	毎日1回	毎朝1回
	階段	180.0		一般清掃は汚れている箇所を対象とする。床洗浄機による清掃は毎月2回とする。	
	エスカレーター	4基			
	エレベーター	2基			
長野駅東西連絡地下道	通路	1330.4	毎日1回	毎月1回	毎朝1回
	階段	105.9		毎日1回	
	エスカレーター	2基			
	エレベーター	1基			
長野駅東口横断歩道橋	通路	166.4	毎週1回	毎月1回	毎朝1回
	階段	94.5	毎日1回		
	エレベーター	2基			
長野駅善光寺口駅前広場	広場	481.3	毎日1回	毎月1回	毎朝1回
	通路	486.5	毎日1回	毎月1回	毎朝1回
長野駅善光寺口 横断歩道橋	通路	336.0	毎日1回	毎月1回	毎朝1回
	階段	54.6	毎日1回	毎月1回	毎朝1回
長野駅東西自由通路	通路	—			毎朝1回
	エスカレーター	—			
長野駅東口駅前広場	通路	—			毎朝1回
	階段	—			